

様式2

生産行程管理業務規程

令和6年7月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：

（〒900-0024）沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27 沖縄畜産振興支援センター 1F

（オキナワケンナハシコハグラ 1-24-27 オキナワチクサンシンコウシエンセンター 1F）

名称（フリガナ）：沖縄県黒砂糖協同組合（オキナワケンクロザトウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 上原 直彦

ウェブサイトのアドレス：<https://www.okinawa-kurozatou.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

（1）区分名：第8類 調味料類

区分に属する農林水産物等：砂糖類

（2）区分名：第10類 パン類及び菓子類

区分に属する農林水産物等：菓子類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：沖縄黒糖（オキナワコクトウ）、OKINAWA KOKUTOU、OKINAWA KOKUTO

4 明細書の変更

沖縄県黒砂糖協同組合（以下「黒糖組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

黒糖組合は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「沖縄黒糖」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、原料取引明細等により、原料（さとうきび）の生産地の記録を保管する。

イ 黒糖組合の手順

黒糖組合は、検査実施旬報等により、明細書に記載された製造の方法が遵守されていることが分かる記録を保管する。

また、黒糖組合は、生産業者が明細書に記載された製造方法を遵守していないことが疑われる場合には、当該生産業者に対して現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

黒糖組合は、上記（1）のア及びイに記載の手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

黒糖組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産業者が、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合、黒糖組合は、当該生産業者が製造した「沖縄黒糖」と表示した商品の出荷停止等の措置を行うことができるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

黒糖組合は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「沖縄黒糖」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された黒糖にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「沖縄黒糖」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

黒糖組合は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産業者が、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合、黒糖組合は、当該生産業者が製造した黒糖に対し、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

黒糖組合は、上記6及び8に関して、「沖縄黒糖」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

黒糖組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「沖縄黒糖」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び黒糖組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

